



COC方式

6.1 総論

- 審査において、投入した原材料と販売した原材料のバランスがチェックされる。

ガイド文書の第5章「PEFC ST 2001:2020に関する総合的使用ガイド」の要求事項7.4.4に対する解説も参照のこと。

この投入原材料と販売原材料のバランスは、製品グループレベルでチェックされる。

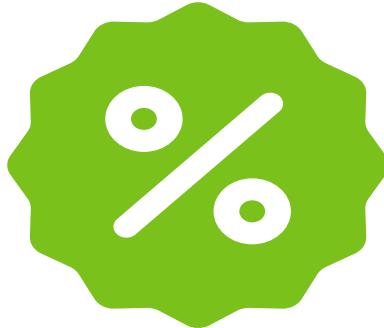


6.1.1 COC方式

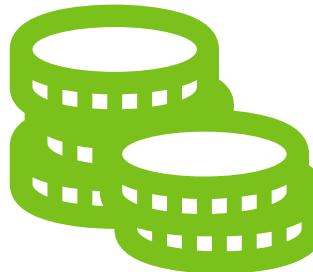
企業は、認証範囲に CoC 方式が含まれている限り、各製品グループに使用する CoC 方式を決定できる。ただし、CoC 方式が企業の認証範囲に含まれておらず、それを使用したい場合は、新たな CoC 方式をカバーするため認証範囲を拡大するための審査を受ける必要がある。



6.3.1, 6.4.1パーセンテージ方式とクレジット方式



- ・パーセンテージ方式は、複数のサイトにまたがるマルチサイトのレベルで使用できる。



- ・クレジット方式は、複数のサイトにまたがる、マルチサイトのレベルで使用することができる。



デューデリジェンスシステム (DDS)

表2: 由来のレベルにおける重大リスクの指標

d) 生態学的に重要な森林区域を確認、保護、保全していないか、または軽視している行為

i)該当する国の「生物多様性 & 生息地に関する環境パフォーマンス指数 (EPI) のスコアが50未満。**EPI**指数が存在しない国については、例えば、問題がある出處のcおよびdの要素を取り扱う法律と信頼できる法執行の証拠 (TICのCPIが50超、またはWJPの法支配指数が0.5超) を共に活用するなど他の指標を使用してもよい。



表 2:由来のレベルにおける重大リスクの指標

- 環境パフォーマンス指数(EPI)の決定方法は、2024年に大幅に変更された。生物多様性と生息地」のスコアに加え、代替指標として「保護地域の有効性」と「森林景観の完全性」のスコアを併用することができる。
- その要求事項は以下のとおり。
 - 該当する国の「生物多様性と生息地」、または「保護地域の有効性」と「森林景観の完全性」に対する環境パフォーマンス指数(EPI)のスコアが50未満であること。EPI指標が存在しない場合、他の指標を利用することができる。例えば、cとdの要素に対処する法律と、法の確実な施行の証拠(TI CPIスコア50以上、またはWJP法の支配スコア0.5以上)を組み合わせることができる。



About the EPI



The 2024 Environmental Performance Index (EPI) provides a data-driven summary of the state of sustainability around the world. Using 58 performance indicators across 11 issue categories, the EPI ranks 180 countries on climate change performance, environmental health, and ecosystem vitality. These indicators provide a gauge at a national scale of how close countries are to established environmental policy targets. The EPI offers a scorecard that highlights leaders and laggards in environmental performance and provides practical guidance for countries that aspire to move toward a sustainable future.

表 2:由来のレベルにおける重大リスクの指標



EPIの「生物多様性と生息地」のスコアはこちらで確認できる:
<https://epi.yale.edu/measure/2024/BDH>



EPIの「保護地域の有効性」のスコアはこちらで確認できる:
<https://epi.yale.edu/measure/2024/PAE>



EPIの森林景観の完全性のスコアはここで見ることができる:
<https://epi.yale.edu/measure/2024/FLI>



マルチサイト組織

2.6 生産者グループ

- 生産者グループの背後にある考え方は、独立した小規模企業を認証し、コストを分担し、グループ内で認証を管理し、専門知識を有するコーディネーターを置くことである。規格の趣旨は、大企業の拠点が生産者グループの一員になることを許可しないことである。したがって、2.6のしきい値は、サイトレベルではなく、企業レベルで適用されるものと理解する必要がある。



2.6 生産者グループ

- 複数の物理的なサイトを持つ組織は、組織が2.6に規定されているしきい値の要件を満たしていることを条件に、生産者グループに参加する資格がある。各サイトは、生産者グループの参加者とみなされる。





4. TOFに対するPEFC DDSの実施に関する追加ガイダンス

ガイド全般



PEFC ST 2002:2020およびそのガイドであるGD 2001:2025のすべての要求事項は、[第4章](#)において特段の記載がない限り、森林外樹林(TOF)地域からの原材料に適用される。



ガイドの第4章においては、[森林](#)に関する要求事項やガイド、特にTOF原材料に対するPEFCデューディリジェンスシステム(DDS)の実施に関する要求事項についての追加的な解釈のみを提供する。

3.7 問題のある出処

- 適用可能性を明確にするため、TOFの用語に沿ったガイダンス
- 導入された用語:
 - TOFマネジメント
 - TOF管理の実践; 農業とアグロフォレストリー
 - 農作物被害補償
 - TOF地域からの非木材製品
 - 生態学的に重要な非森林地域

表 1: 極小リスクに関する指標リスト

- a) 該当供給品について、供給者が（PEFC承認以外の）関連する森林認証制度による認証品であることを宣言しており、その認証制度が、問題がある出処の用語の対象となる行為を対象に含んでおり、さらに第3者認証機関によって発行された認証書による裏付けがある。
- c) 下記を明確に確認できる検証可能な書類による裏付けがある供給品：
 - iv. TOF供給源の区域

5. 重大リスクの管理

5.1.1 総論

a) 「重大」リスクに関する原材料のTOF地域およびサプライチェーン全体を確認するため に必要な情報を組織に提供する。

5.1.2

a)サプライチェーン全体と供給元のTOF地域の特定

5. 重大リスクの管理

5.2 供給チェーンの確認:

5.2.1-5.3.4 TOF 区域

- 5.2.1 組織は、「重大なリスク」供給品のすべての供給者に対し、サプライチェーン全体および供給源の TOF 区域に関する詳細な情報を要求しなければならない。
- 5.2.2 原材料が供給チェーンの一つの段階で表1によって極小リスクであることが検証できる 場合は、付属書1の4項で扱われる根拠のある懸念のケースを除き、組織は TOF 区域までのすべての供給チェーンまでトレースする必要はない。。
- 5.3.4 現場検査は下記を対象に含まなければならない。
- b) 法律上の要求事項の順守を評価するため、該当供給品の由来である TOF 区域の森林所有者/管理者、またはその区域の管理行為に責任を負うその他の関係者

5. 重大リスクの管理

5.4 是正措置:

5.4.2 b) TOF 区域

5.4.2

b)供給者に対し、該当するTOF区域における法律順守またはサプライチェーンにおける情報の流れの効率性に関連するリスク軽減措置を定めることの要求。



PEFC ST 2003:2020

認証機関に関する要求事項



Chapter 6: 資源に関する要求事項

- 審査員が PEFC 適格審査員としての資格を得るための実務経験と審査経験、および PEFC COC 審査員としての資格を維持するための審査経験に関する要件に関する解釈を新たに明記
 - 6.1.1.1 認証行為に携わる要員
 - 6.1.1.2 審査員
 - 6.1.1.2.2 勤務経験
 - 6.1.1.2.5 審査経験
 - 6.1.2 認証プロセスに携わる要員の力量の管理
 - 6.1.2.3: 審査員としての審査経験

6.1.1.2.2.1(SGEC規準文書5-2では6.1.1.2.4.1): 初期資格としての勤務経験

初期資格としての勤務経験

- 6.1.1.2.2.1 (SGEC規準文書5-2では、6.1.1.2.4.1) 認証機関は、審査員の資格として、審査員が最低 3 年間の森林及び/又は森林外 樹木產品並びにその関連産業における正社員(full time)としての勤務経験を有することを確実にしなければならない。
- 6.1.1.2.2.3 (SGEC規準文書5-2では、6.1.1.2.4.3) 勤務経験の合計年数については、当該審査員が6.1.1.2.5.1 で求められる有資格審査員の指導の下に 4 件 の COC 審査を実行している場合には、1 年間の削減が可能

森林およびその他の土地を基盤とした産業におけるISO9001、14001または同等のスキームにおける認証関連の実務経験を含めることができるよう実務経験を拡大

6.1.1.2.2.1(SGEC規準文書5-2では6.1.1.2.4.1): 初期資格としての勤務経験

6.1.1.2.4(SGEC規準文書5-2では6.1.1.2.4.1)

- ・ガイダンス:森林、樹木、土地を基盤とする產品および関連産業におけるCOCおよび／またはISO 9001、ISO 14001、または同等の制度に基づく資格を有する審査員および／または認証専門家としての実務経験も、認証機関が、当該実務経験が審査の適切な基礎となることを証明できる限り、3年間のフルタイム関連実務経験の一部として算入することができる。
- ・要求事項6.1.1.2.2.1(SGEC規準文書5-2では、6.1.1.2.4.1)は、「審査員の最初の資格認定について、認証機関は、審査員が森林および／または森林外樹木関連産業において最低3年間のフルタイムの関連業務経験を有すること、および／または森林および森林外樹木関連または土地関連商品および関連産業において、COCおよび／またはISO 9001もしくはISO 14001、または同等の制度に基づく資格のある審査員および／または認証専門家としての業務経験を有することを確認しなければならない。

6.1.1.2.2.1(SGEC規準文書5-2では6.1.1.2.4.1): 初期資格としての勤務経験

初期資格としての勤務経験

| | PEFC ST 2003 | GD 2001:2025 |
|------|--|--|
| 勤務経験 | <ul style="list-style-type: none">森林および/または森林外樹木產品及び関連産業でのフルタイムの実務経験3年森林および/または森林外樹木產品及び関連産業に適切かつ関連性のある高等教育を受けた場合は、1年間の削減が可能である。審査員が有資格審査員の指導の下に 4 件 の COC 審査を実行している場合には、1 年間の削減が可能。 | <ul style="list-style-type: none">森林、樹木、土地を基盤とする產品および関連産業におけるCOCおよび/またはISO 9001、ISO 14001、または同等の制度に基づく資格を有する審査員および/または認証専門家としての実務経験も、認証機関が、当該実務経験が審査の適切な基礎となることを証明できる限り、3 年間のフルタイム関連実務経験 |

6.1.1.2.5.1: 初期資格としての審査経験

• 初期資格としての審査経験

6.1.1.2.5 審査経験

- 6.1.1.2.5.1 認証機関は、審査員の資格として、当該審査員が過去3年間に有資格審査員の指導の下に、少なくとも2件のSGEC/PEFC-COCを含む4件(外部組織の審査を含む)のCOC審査を実行した経験を有していることを確実にしなければならない。
- トレーニング中のCOC審査の数については、ISO 9001、ISO 14001又はISO 38200の関連部門の審査の資格を有している場合には、前記求められるCOC審査の件数から、2件のSGEC-COC審査に削減が可能である。

森林だけでなく、土地を基盤とした他の認証スキームも含め同等のスキームでの経験も含めることができるよう審査経験を拡大

6.1.1.2.5.1: 初期資格としての審査経験

6.1.1.2.5.1:

ガイダンス:

- 森林および/または樹木をベースとする関連セクター、または土地をベースとする商品および関連セクターの同等のスキームの資格を有することで、研修中のCOC審査の回数をPEFCのCOC審査2回分に減らすことができる。
- 要求事項6.1.1.2.5.1は、「審査員の最初の資格取得のために、認証機関は、審査員が過去3年以内に、少なくとも2回のPEFCのCOC審査を含む、有資格審査員の指導の下で、少なくとも4つの組織のCOC審査を研修審査員として実施したことを保証しなければならない。森林および/または樹木関連セクターのCOC規格、ISO 9001またはISO 14001、あるいは森林および/または樹木をベースとした関連セクター、あるいは陸上商品および関連セクターの同等のスキームの資格を持つ審査員については、研修中のCOC審査の回数を2回まで減らすことができる。

6.1.1.2.5.1: 初期資格としての審査経験

初期資格としての審査経験

| | PEFC ST 2003 | 追加提案 |
|------|--|---|
| 審査経験 | <ul style="list-style-type: none"> 過去3年以内に、2件のPEFC COC審査を含む、少なくとも4つの組織のCOC審査における審査員研修 森林および/または森林外樹木関連セクターのCOC規格、ISO9001またはISO14001の有資格審査員については、研修中のCOC審査数を2 PEFC COC審査に削減可能 | <ul style="list-style-type: none"> 研修中のCOC監査の回数は、森林および/または樹木関連セクターにおけるCOC規格、ISO 9001またはISO 14001、あるいは森林および/または森林外樹木を基盤とするセクター及び関連セクター、または土地由来の商品及び関連セクターにおける同等の制度の資格を有する審査員の場合、PEFC COC審査の回数を2回にまで削減できる。 |

6.1.2.3:審査員資格維持のための審査経験

審査員の資格を維持するために、認証機関は、審査員が年次で少なくとも5件の森林及び/又は森林外樹木関連部門のCOC規格、ISO9001、ISO14001の外部審査を実行していることを確実にしなければならない。これらの審査の合計は少なくとも2件のSGEC/PEFC-COC審査を含む7日の審査業務を含まなければならぬ。

森林およびその他の土地を基盤とした産業におけるISO9001、14001または同等のスキームにおける認証関連の実務経験を含めることができるよう審査経験を拡大

6.1.2.3:審査員資格維持のための審査員資格

6.1.2.3: 審査員の資格の維持

ガイダンス:

- ・ 審査員は、森林および／または森林外樹木產品および関連セクターにおけるCOC規格、ISO 9001、またはISO 14001に基づく外部審査に加えて、森林および／または森林外樹木產品および関連セクター、または土地由来產品および関連セクターにおける同等のスキームで実施した外部審査をカウントすることができる。
- ・ 要件6.1.2.3は、「審査員の資格を維持するために、認証機関は、審査員が年間少なくとも5件のCOC規格、ISO 9001、ISO 14001、または森林および／または森林外樹木產品および関連セクター、または土地由来產品および関連セクターにおける同等のスキームに基づく外部審査を実施していることを確認しなければならない。これらの審査の合計は、少なくとも2件のPEFC COC審査を含む、少なくとも7日間の審査業務をカバーする必要がある。」と解釈できる。

6.1.2.3:審査員資格を維持するための審査経験

| | PEFC ST 2003 | 追加提案 |
|------|--|--|
| 審査経験 | <ul style="list-style-type: none"> 審査員の資格を維持するために、認証機関は、審査員が年次で少なくとも5件の森林及び/又は森林外樹木関連部門のCOC規格、ISO9001、ISO14001の外部審査を実行していることを確実にしなければならない。 <p>これらの審査の合計は少なくとも2件のSGEC/PEFC-COC審査を含む7日の審査業務を含まなければならない。</p> <p>例外的な状況、例えば法定休暇または長期疾病などの例外的な状況によって6.1.2.3を遵守することができない場合は、PEFC COC 審査を少なくとも2回実施しなければならない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 年間少なくとも5件のCOC規格、ISO 9001、ISO 14001、または森林および/または森林外樹木産品および関連セクター、または土地由来産品および関連セクターにおける同等のスキームに基づく外部審査を実施 |

7. プロセスに関する要求事項: 総論

ガイドラインの解釈:認証機関は、認証プロセスの一環として、認証された組織に関する影響を受けるステークホルダーと権利を有する者のためのフィードバックのメカニズムを有していなければならない。

PEFC ST 1003:2024 では、影響を受けるステークホルダー (3.1) を次のように定義している。「規格の実施によって生活や労働条件に直接的な変化が生じる可能性のあるステークホルダー、または規格のユーザーである可能性があり、したがって規格の要求事項の対象となるステークホルダー」と定義されている。

注意書 1: 影響を受けるステークホルダーには、近隣のコミュニティ、先住民、労働者などが含まれる。ただし、規格に関心があること (NGO、科学コミュニティ、市民社会など) をもって、影響を受けることにはならない。

注意書 2: 規格のユーザーである可能性のあるステークホルダーとしては、認証事業体になる可能性が高い。たとえば、森林管理規格の場合は森林管理者、COCの場合は木材加工企業。



7. プロセスに関する要求事項: 7.4.5 審査

審査を行う際に、PEFC 認証原
材料の存在は必須ではない。
PEFC 認証保有者の中にはト
レーダーなどPEFC 認証原材料
を物理的に所有していない場合
もある。また、組織が PEFC 管
理材のみを使用している場合も
ある。。



7. プロセスに関する要求事項: 認証書類

- 組織は、審査に先立ち、PEFC製品カテゴリーリストを考慮し、PEFC-COCでカバーする製品グループを特定する必要がある。
- 審査において、認証機関は、組織が特定した製品グループのリストについて評価し、認証書に記載するPEFC製品カテゴリーのリストについて確認する必要がある。

7. プロセスに関する要求事項: 認証書類

CB名の略称-PEFC-COC-番号で構成される認証番号, i.e:

TZQ-PEFC-COC-454582

- これらの要素の間にはダッシュ (-) を使用する必要がある。認証機関と認証書保有者がこれらの要素の間にまだスラッシュ (/) を使用している場合、特定の期間内にこの要求事項に基づき変更する必要がある。
- COCはすべて大文字で表記する必要がある。

7. プロセスに関する要求事項: 認証文書

7.9.1 注意書 1:定期審査は、次の条件を満たす限り、前回の審査から 9 か月より早く実施できる:

- ・初回認証と再認証審査の間に 4 回の定期審査を実施するという要求事項が遵守されていること。
- ・前回の審査で未解決の不適合事項がある場合は、定期審査を実施する前に解決されていること。
- ・定期審査で認証の更新審査を早めることが認められた場合は、再発行され認証書の有効日と有効期限もそれに応じて早められる必要がある。

付属書 3: マルチサイトCOC認証



3.4.3 マルチサイトの再認証において、軽微な不適合によって認証書の発行が停止されることはないが、認証機関の評価を信頼し、この軽微な不適合がマルチサイトの適正な運用に対し脅威にならないことが条件となる。。

付属書 3: マルチサイトCOC認証

4.1.9



本部はサイトとはみなされないため、サンプリングの対象にはならず、本社は常に審査を受ける必要がある。本社が生産サイトの 1 つである場合は、サンプリングの目的で機能を分割することができる。その場合、本社は常に審査されるが、生産部分はサンプルの一部になることができる。